

# 第3期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施変更計画

令和4年11月

三 原 市

〔 保健福祉部児童保育課 〕

教育部教育振興課 〕

## 目次

### 1 計画の位置づけ

### 2 現状

- (1) 人口推計
- (2) 幼児教育・保育の無償化の影響
- (3) みはら子育て応援プランの「教育・保育事業のニーズ調査」における令和3年度の計画と実績
- (4) 未入所児童及び待機児童の状況
- (5) 計画の見直し

### 3 保護者及び事業者等の動向

- (1) 入園及び入所の動向
- (2) 事業者等の動向

### 4 子ども・子育て会議における検討部会からの報告

### 5 市立施設のあり方

- (1) 設置目的等
- (2) 市立施設の設置状況
- (3) 求められる姿
- (4) 今後の市立施設について

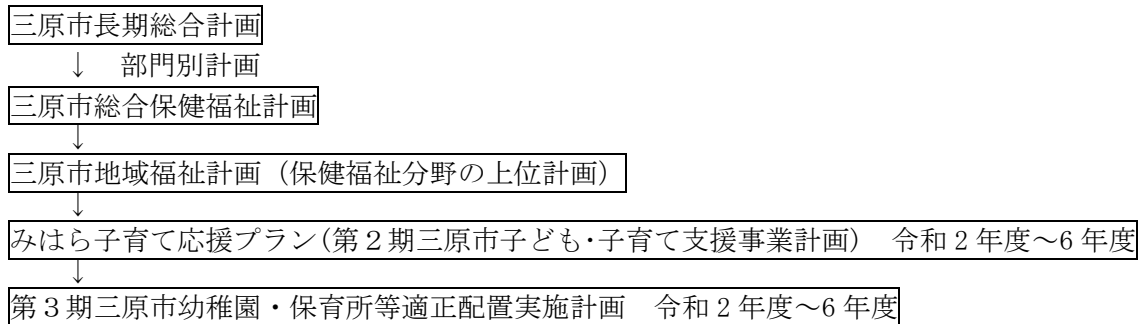
### 6 計画の推進（第3期適正配置実施計画期間中の取組について）

- (1) 計画対象
- (2) ニーズ調査への対応
- (3) 適正配置の方針
- (4) 対象年齢別計画と計画期間
- (5) 市立施設の見直し検討

### 1 計画の位置づけ

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」において、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と規定された。「みはら子育て応援プラン」は、同法に基づく計画であり、この三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画（以下「適正配置実施計画」という。）は、その部門別計画として、教育及び保育サービスの確保のための幼稚園及び保育所等の配置を定めることを目的とするものである。

## 関連計画との関係



## 2 現状

### (1) 人口推計

第3期三原市子ども・子育て支援事業計画の人口推計によれば、次の表に示す通り、就学前人口は今後も減少傾向で推移することが見込まれている。

		1号	2号	3号		合計
		教育ニーズ	保育ニーズ			
		3歳以上児	0歳児	1・2歳児		
実績	平成28年度 A	2,340	663	1,456	4,459	
	平成29年度	2,268	582	1,417	4,267	
	平成30年度	2,239	579	1,264	4,082	
	平成31年度 B	2,126	545	1,207	3,878	
	令和2年度	2,049	496	1,154	3,699	
	令和3年度	1,881	461	1,049	3,391	
	令和4年度	1,765	426	986	3,177	
	令和4年5月 実利用者数	1,727 (97.8%)	112 (26.3%)	603 (61.2%)	2,442 (76.9%)	
推計	令和5年度	1,648	405	927	2,980	
	令和6年度 C	1,545	387	871	2,803	
(C-A)		▲795	▲276	▲585	▲1,656	
(C-B)		▲581	▲158	▲336	▲1,075	

### (2) 幼児教育・保育の無償化の影響

保護者の施設利用ニーズは、「幼児教育」、「長時間保育」及び「低負担」というキーワードが影響していると考えられる。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、「幼児教育」と「長時間保育」である預かり保育や、子どもの送迎サービスを「高負担」で提供していた私立幼稚園を「低負担」で利用できるようになった。

また、所得に応じて負担が決まる保育所利用料も無償化により、「長時間保育」と「低負担」に対応できるようになった。

これにより、保護者のサービスの選択肢が広がったために、市立幼稚園から、「低負担」、かつ、延長保育サービスを提供する保育所や、「低負担」、かつ、送迎や預かり保育サービスを提供する認定こども園及び私立幼稚園に利用が移行している状況が見られる。なお、市立認定こども園は北部区域に位置しており、利用者の減少は人口減少によるものである。

単位：人

		平成 31 年度 A	令和 2 年度	令和 3 年度 B	A と B の 比較	
人口		3,878	3,699	3,391	▲13%	
利用者数	国立	幼稚園	71	69	68	▲4%
	市立	幼稚園	211	163	118	▲44%
		保育所	554	547	533	▲4%
		認定こども園	231	211	190	▲18%
		小計	996	921	841	▲16%
	私立	幼稚園	491	493	436	▲11%
		保育所	266	254	238	▲11%
		認定こども園	1,022	1,009	988	▲3%
		地域型保育事業	56	62	106	89%
		小計	1,835	1,818	1,768	▲4%
合計		2,902	2,808	2,677	▲8%	

(3) みはら子育て応援プランの「教育・保育事業のニーズ調査」における令和3年度の計画と実績  
子ども・子育て会議においては、平成30年度実施のアンケート調査結果及び第1期計画の実績から、推計人口と各種事業の量の見込みを作成している。

令和3年度の計画と実績を比較すると、量の見込み（利用者数）2,780人が、実績では2,677人であり103人減少している。また、確保方策（利用定員）3,757人に対して、実績では2,677人と1,080人の乖離も生じている。

ニーズ別には、量の見込みに比べて実績は、1号が159人減少し、2号が128人増加し、3号0歳児が20人増加し、3号1・2歳児が92人減少し、全体では103人減少している。

ア 令和3年度の計画

単位：人

ニーズ分類	1号	2号	3号		計
	教育	保育			
年齢区分	3歳以上		0歳	1・2歳	
量の見込み A	967	879	212	722	2,780
確保方策 B	1,617	1,100	228	812	3,757
認定こども園	335	557	106	372	1,370
幼稚園	1,282	-	-	-	1,282
保育所	-	543	91	350	984
地域型保育事業	-	-	31	90	121
(B-A)= C	650	221	16	90	977

イ 令和3年度の実績

ニーズ分類	1号	2号	3号		計
	教育	保育			
年齢区分	3歳以上		0歳	1・2歳	
量の見込み D	967	879	212	722	2,780
利用者数 E	808	1,007	232	630	2,677
認定こども園	186	544	102	346	1,178
幼稚園	622				622
保育所		463	83	225	771
地域型保育事業			47	59	106
(E-D)= F	▲159	128	20	▲92	▲103

(4) 未入所児童及び待機児童の状況

保育所、認定こども園及び地域型保育事業では、構造的に年度末に向けて、徐々に入所希望者が増えるため、未入所児童や待機児童が発生しやすい傾向があり、確保方策（利用定員）を調整する必要がある。

一方、幼稚園においては、年度当初においても年度末においても確保方策（利用定員）が入園希望者を上回っており、新たな確保方策（利用定員）の検討を要する状況ではない。

待機児童は平成31年3月をピークとして減少し、令和2年度以降では発生していないが、未入所児童は、毎年度一定数発生している。

ア 各年度末における未入所児童及び待機児童の発生状況

単位：人

	3歳以上児	3歳未満児	計
	未入所児童(うち待機児童)	未入所児童(うち待機児童)	
平成30年10月	5 (0)	47 (0)	52 (0)
平成31年3月	9 (0)	93 (33)	102 (33)
令和2年3月	6 (0)	65 (3)	71 (3)
令和3年3月	7 (0)	68 (0)	75 (0)
令和4年3月	4 (0)	63 (0)	67 (0)
令和4年7月	3 (0)	17 (0)	20 (0)

イ 区域別の未入所児童の発生状況（令和4年3月時点）

単位：人

	3歳以上児	3歳未満児	計
東部区域	0	15	15
中部区域	4	28	32
西部区域	0	17	17
南部区域	0	1	1
北部区域	0	0	0
その他（広域）	0	2	2
計	4	63	67

(5) 計画の見直し

人口が、計画策定時の推計値を上回って減少しており、幼児教育・保育の無償化が始まったことによる保護者のニーズの変化にあわせて、認定こども園化が広がるなど民間事業者による経営見直し等が進んでいる。

公立施設の経年劣化や市立幼稚園の利用者減少が進む一方、私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への拡充等が計画されている状況がある。

こうした動きが、確保方策（利用定員）に及ぼす影響が大きいこともあり、本計画の中間年度である令和4年度において、計画を一部見直すものである。

### 3 保護者及び事業者等の動向

(1) 入園及び入所の動向

3歳以上児については、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化がもたらす費用負担の変化に伴い、保護者の「幼児教育」と「長時間保育」を「低負担」で受けたい傾向が顕著になってきた。そのため、幼児教育を提供する私立幼稚園や、長時間保育できる私立認定こども園等に利用者が流れる傾向にあり、市立幼稚園の利用者が減少している。

3歳未満児については、出産後に早期職場復帰するという傾向があり、今後も新たな保育ニーズ

が見込まれるが、少子化の進行が早く、不透明なところもある。

## (2) 事業者等の動向

幼稚園・保育所等を運営している各事業者等に書面調査を実施し、ヒアリングを実施したところ、各年度において、確保方策（利用定員）の減、統合及び拡充の意向が示された。

こうした状況から次のことが推測される。

### ア 確保方策（利用定員）の減について

人口減少に伴う利用者の減と、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の確保が難しいことから、確保方策（利用定員）を減ずる施設が一定数存在する。私立認定こども園等に支給される園児1人当たりの給付費は、確保方策（利用定員）が少ないほうが、単価が上がるため、確保方策（利用定員）は減少しても、経営の安定性には影響しない状況が見られる。

### イ 小規模保育事業から保育所への移行拡充

小規模保育事業では3歳に到達した後の3月末には卒園し、他の施設で保育を受ける必要があるが、保護者のニーズは、小学校就学前まで安心して保育を受けることであり、これに対応するとともに、施設側も規模拡充により経営の安定化をめざすものとみられる。

### ウ 幼稚園の認定こども園認定

少子化のなか、3歳以上児を対象とした幼稚園から、3歳未満児も対象となるこども園化することで、保護者の多様なニーズに対応することを可能とし、入園者の確保を図り、経営の安定化をめざすものとみられる。

## 4 子ども・子育て会議における検討部会からの報告

子ども・子育て支援法第31条第2項において、「市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められており、本市の「三原市子ども・子育て会議」は、「第77条第1項の審議会」に該当する組織である。

適正配置実施計画は部門別計画として位置づけられる存在であり、幼児教育・保育の専門性を有する識者による検討を要することから、令和元年8月9日に検討部会を設置し、令和元年11月28日、令和3年11月25日及び令和4年8月29日の会議において報告書の提出を受けたものである。

### 報告書（要約）

#### (ア) 人材の確保

待機児童数は、ほぼ発生していないものの、未入所児童数は毎年一定程度発生している。特に、東部区域、中部区域及び西部区域の3歳未満児（3号）に顕著である。これは、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の人材を確保することが難しく、確保方策（利用定員）に到達していないにも関わらず、児童を受け入れることができない状況にあるからである。その要因は、都市部へ人材が流れていることや、新規学卒者が、教員免許や保育士資格を取得しても、何らかの理由で直接的な幼児教育・保育の現場以外に職を求めていくことも考えられる。このような状況を鑑みると、市において、次のような人材確保に向けての取り組みが行われることを望むものである。

#### ア 就労者の支援

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を確保するため、令和4年度から就労・移住定住支援事業補助金を支給する制度を設けていることについて、人材確保のために継続的に支援を行うことを望む。

#### イ 中学生・高校生の啓発

「幼稚園教諭，保育士及び保育教諭としてのやりがい」「幼児教育・保育の現場」等を伝え啓発する一環として，令和4年度に高校生保育体験事業を試行したところ5人の参加者があったとのこと。令和5年度以降，本格的な事業実施を望む。

(イ) 教育ニーズへの対応

幼稚園においては確保方策（利用定員）が入園希望者を上回っており，確保方策（利用定員）の増を検討すべき状況ではないものの，既存の私立幼稚園が認定こども園に移行することは，3号（3歳未満児）及び2号（3歳以上児保育利用）の受け入れが可能になり，保育サービス向上に寄与する可能性が高く，保護者の働き方と子育ての状況にあわせた選択肢が広がるので，事業者間での確保方策（利用定員）の調整を望む。

(ウ) 保育ニーズへの対応

地域型保育事業（小規模保育事業及び事業所内保育事業）の新設，認定こども園の統合及び拡充は，いずれも3歳未満児の確保方策（利用定員）の増加及び施設選択の拡充につながり，未入所児童及び待機児童の減少に向けての直接的な対応策となり得る。乳幼児人口が減少し続ける状況や，担い手を確保することが困難な状況を踏まえると，新規の施設設置に際しては，事業者間での確保方策（利用定員）の調整を望む。

(エ) 幼児教育及び保育の質の確保

幼児教育・保育の現場において数多くの幼稚園教諭，保育士及び保育教諭が就労しているが，公立，私立を問わず一定水準の幼児教育及び保育を提供することを求められているので，幼児教育及び保育の質の維持向上に取り組むことを望む。

## 5 市立施設のあり方

(1) 設置目的等

ア 幼稚園

学校教育法第22条に基づき，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして，幼児を保育し，幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて，心身の発達を助長することを目的としている。

学校教育法第1条における学校として，文部科学大臣が定める教育課程を履修する幼児教育機関として，同法第2条の設置者が設置することができるものとされている。

イ 保育所

児童福祉法第39条の規定に基づき，保育を必要とする子どもの保育を行い，その健全な心身の発達を図ることを目的としている。

児童福祉法第24条第1項に，市町村は「保護者の労働又は疾病その他の事由により，その監護すべき乳児，幼児その他の児童について保育を必要とする場合において，当該児童を保育所において保育しなければならない」と保育を義務付けられている。

ウ 認定こども園

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に基づき，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い，これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としている。

同法第24条第2項に，市町村は「前項に規定する児童に対し，認定こども園・・・(中略)・・・に

より必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」と義務付けられている。

(2) 市立施設の設置状況

ア 市内の施設数（令和4年8月時点）

施設区分	市立	国立	私立	計
幼稚園	6	1	4	11
保育所	9		3	12
幼保連携型認定こども園	2		8	10
幼稚園型認定こども園			1	1
小規模保育事業			4	4
事業所内保育事業			2	2
合計	17	1	22	40

イ 幼稚園

施設名	定員	入所	建築	課題
西幼稚園	20	3	H28.3	園児数減
田野浦幼稚園	20	0	S51.3	経年劣化，園児数減
南幼稚園	20	5	S52.3	経年劣化，園児数減
幸崎幼稚園	12	2	H5.3	園児数減
小泉幼稚園	20	4	S56.12	経年劣化，園児数減
沼田東幼稚園	20	5	S54.2	経年劣化，園児数減
本郷幼稚園	120	62	S57.3 H23.8	経年劣化，園児数減

ウ 保育所

施設名	定員	入所	建築	課題
円一保育所	180	123	H25.10	—
糸崎保育所	45	38	S57.3	経年劣化，児童数減
幸崎保育所	45	31	S51.6	経年劣化，児童数減
中之町保育所	70	58	S56.4	経年劣化，児童数減
高坂保育所	30	18	S50.6	経年劣化，児童数減
長谷保育所	60	21	S51.3	経年劣化，児童数減
宗郷保育所	70	63	S53.5	経年劣化，土砂災害
本郷保育所	100	75	S58.12	経年劣化
本郷ひまわり保育所	120	92	H16.3	—
久井認定こども園	140	88	H26.4	—
大和認定こども園	185	79	H20.3	—

(3) 求められる姿

ア 幼児教育の提供

学校教育法第22条に、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」として設置目的を、また、同法第24条に「家庭・地域への教育支援」、同法第25条に「教育課程」が規定されており、幼児教育としてだけではなく、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」とされている。

平成30年の保育所保育指針改定により、保育所も、幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との更なる整合性が図られた。



これにより、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園のいずれの施設においても一定の質の高い学びの保障が求められることとなった。

小学校生活への円滑な移行のために、市として幼児教育向上に向けた研究実践をはかり、その成果を積極的に公立・私立施設にもアウトリーチにより広めることで、市内全体の幼児教育の底上げを図り、スムーズな小学校就学につなげる役割がある。

イ 保育サービスの提供

児童福祉法第 24 条で義務付けられている保育サービスについては、民間事業者への委託を含め、市内全域で提供することが必要である。

ウ 配慮が必要な児童へのサービスの提供

保育を必要とする児童の状態が、何らかの障害を有する場合や医療的ケアが必要な場合、特別な配慮や支援を必要とする場合等であっても、極力その状況に則して受け入れる仕組みづくりが肝要である。特に、医療的ケア児への対応については、令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、市に必要な支援を講ずることが責務として定められており、この役割を果たしていくことが必要である。

エ 久井町・大和町での幼児教育の提供

合併協議会における第 15 回協議会（平成 16 年 11 月）において、久井町・大和町に保育所が設置されているが、幼稚園が設置されていないことについて、「合併後、久井町・大和町を含めて幼・保の機能を併せ持つ総合施設の設置など、幼児教育のあり方についてバランスある措置を講じます」との協議がなされた。この調整を受け、幼児教育のあり方を検討した結果、平成 20 年 4 月に大和認定こども園を開設し、おって、平成 26 年 4 月に久井認定こども園を設置しており、市北部地域の幼児教育・保育の維持が必要である。

オ サービス提供のセーフティネット

保育サービスの提供は、児童福祉法において公共の役割として定義されており、民間事業者は、公共の役割の一端を担っているものである。また、幼児教育は、市立・国立とともに、私立が教育ニーズへの対応主体となっているものである。したがって、不測の事態によって、民間事業者がサービスを提供することが困難になった場合に備え、市立施設が緊急的なセーフティネットとして機能する場となることが必要である。

(4) 今後の市立施設について

求められた姿で整理した市の役割については、今後も継続的に維持、強化を図ることとする。

少子化は継続するため、確保方策（利用定員）については、公立、私立全体で必要数を確保していくこととする。

将来の就学前児数を基に、令和 6 年度までの計画期間中に、今後の市立施設について検討を進めることとする。

ア 将来の就学前児数

単位：人

	施設数	令和 3 年			令和 13 年			令和 23 年		
		定員	就学前児	利用者	就学前児	利用者	R3 年との差	就学前児	利用者	R3 年との差
東部区域	16	1,439	907	1,072	737	868	▲204	614	721	▲351
公立	7	261		172		139	▲33		115	▲57
私立	9	1,178		900		729	▲171		606	▲294
中部区域	14	1,035	1,217	737	919	556	▲181	771	467	▲270
公立	5	340		207		155	▲52		131	▲76
私立	9	695		530		401	▲129		336	▲194
西部区域	13	836	917	610	753	494	▲116	726	477	▲133
公立	9	544		311		252	▲59		243	▲68
私立	4	292		299		242	▲57		234	▲65

南部区域	4	122	105	68	49	32	▲ 36	30	19	▲ 49
公立	3	77		29		14	▲ 15		8	▲ 21
私立	1	45		39		18	▲ 21		11	▲ 28
北部区域	2	325	245	190	145	111	▲ 79	91	70	▲120
公立	2	325		190		111	▲ 79		70	▲120
私立							0			0
計	49	3,757	3,391	2,677	2,603	2,061	▲616	2,232	1,754	▲923
公立	26	1,547	0	909	0	671	▲238	0	567	▲342
私立	23	2,210	0	1,768	0	1,390	▲378	0	1,187	▲581

※住民基本台帳による人口の変化を基に、担当課が参考として推計したもので、公式機関の作成した推計ではありません。

※公立私立の将来推計における利用者数は、令和3年時点の公立私立の割合で算定したもので、将来の受け持ち比率を示すものではありません。

※就学前児数と利用者数の差は、現時点の年齢別利用率で算定したもので、今後の社会情勢により利用率に増減が発生した場合には、利用者数が変化します。

## イ 市立施設の課題

### (ア) 施設の経年劣化

何れの施設も耐震基準は満たしているものの、6割を超える施設が、昭和50年代に建築した施設であるため、経年劣化が進んでおり維持補修が欠かせない状況にある。一方、私立施設については、建設費が国庫補助対象になっていることもあり、建替えの動きがある。

### (イ) 少子化等による利用者の減

幼児教育・保育の無償化が行われたことで、市立幼稚園の利用者は減少し続けている。一方、私立幼稚園3施設は、3歳未満児を受け入れる幼稚園型認定こども園化に積極的に取り組んでいる。

### (ウ) 保育所における幼児教育の充実

平成30年の保育所保育指針改定により、幼稚園や認定こども園と同様に、幼児教育の一翼を担う施設として位置付けられた。

保育所保育指針で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が保育所にも示されており、小学校教育への円滑な接続を図ることを求められているが、現段階では十分な対応ができていない状況にあり、幼児教育を充実強化する必要がある。

### (エ) 保育士、保育教諭等、人材の確保

例年、退職者補充のため職員採用を行っているが、応募者が少ない傾向が続いている。加えて採用辞退や普通退職等もあり、会計年度任用職員を採用せざるを得ない状況にある。特に、配慮が必要な児童への対応には1対1のようなマンパワーが必要になるため、人材の確保は切実な課題である。

### (オ) 市立・私立の役割分担

市立は、幼児教育・保育サービスの提供に引き続き取り組むとともに、就学前児童の教育・保育の充実を図るため幼児教育拠点化、アウトリーチによる幼児教育の底上げ、配慮が必要な児童へのサービスの提供、サービス提供のセーフティネットの役割等を強化し、市内におけるサービスの底上げを担い、これと連携し、私立が幼児教育・保育の実践を担う体制が必要である。

## ウ 今後の方向性

### (ア) 役割の強化

a 就学前児童の幼児教育を強化するための拠点施設を整備し、アウトリーチによる市内の幼児教育向上に取り組む。

b 市立幼稚園が幼児教育を提供する施設として保護者の選択肢になるよう、必要に応じて市立幼稚園で3歳児の受け入れと、預かり保育を実施する。

c 配慮が必要な児童に対応できる施設として体制整備を図る。

(イ) 施設配置の見直し

幼保施設の配置は、エリアごとに公私を合わせた確保方策（利用定員）を検討する。

検討の視点は、①将来の就学前児童数を基にした確保方策（利用定員）に対する充足数、

②施設の経年劣化の状況とする。

(ウ) 施設の休園・休所

市立施設の休園・休所については、幼稚園は従来の三原市幼稚園規則にのっとり対応していき、保育所については、ルールを整理していく。

6 計画の推進（第3期適正配置実施計画期間中の取組について）

(1) 計画対象

第3期適正配置実施計画期間中は、教育・保育において重要な役割を果たしている民間事業者も含めた確保方策（利用定員）の計画とする。

(2) ニーズ調査への対応

みはら子育て応援プラン策定に当たってのニーズ調査では、次の表のとおり、令和2年度に0歳児の保育ニーズが5人分不足すると見込まれていたが、各事業者からのヒアリングに基づき、確保方策（利用定員）の調整、転換及び拡充を行ったところ、令和6年度では教育・保育ニーズともに、確保方策（利用定員）が上回る見込みであり、未入所児童の減少にもつながる。

単位：人

年度	令和2年度					令和6年度				
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
	教育	保育				教育	保育			
年齢区分	3歳以上		0歳	1・2歳	3歳以上		0歳	1・2歳		
量の見込み A	1,025	931	224	775	2,955	582	939	192	505	2,218
確保方策 B	1,617	1,100	219	781	3,717	1,120	1,182	231	797	3,330
認定こども園	335	557	106	372	1,388	458	670	115	393	1,636
幼稚園	1,282	-	-	-	1,282	662	-	-	-	662
保育所	-	543	91	350	984	-	512	91	327	930
地域型保育	-	-	22	59	81	-	-	25	77	102
(B-A)= C	592	169	▲5	6	762	538	243	39	292	1,112

ニーズ分類	増減（令和6年度－令和2年度）				
	1号	2号	3号		計
	教育	保育			
年齢区分	3歳以上		0歳	1・2歳	
量の見込み A	▲443	8	▲32	▲270	▲737
確保方策 B	▲497	82	12	16	▲387
認定こども園	123	113	9	21	266
幼稚園	▲620	0	0	0	▲620
保育所	0	▲31	0	▲23	▲54
地域型保育	0	0	3	18	21
(B-A)= C	▲54	74	44	286	350

### (3) 適正配置の方針

#### ア 民間事業者への移行

みはら子育て応援プランに基づき、量の見込みに対応できる確保方策（利用定員）を確保することを目標とし、民間事業者による施設設置を促進する。

#### イ 確保方策（利用定員）の調整

少子化が進むことが予想されており、保育所及び認定こども園による確保方策（利用定員）が量の見込みを上回っているため、各施設の確保方策（利用定員）の拡大については、全確保方策（利用定員）の枠の範囲内で、慎重に調整することとする。

#### ウ 市の果たす役割の整理と対策

##### (ア) 幼稚園型認定こども園の設置

就学前児童の教育・保育の充実を図るため、休園中の田野浦幼稚園を幼稚園型認定こども園として整備することで拠点とし、子どもの実態に即した計画（カリキュラム）の作成及び実践を繰り返し、幼児教育の質の向上に取り組む。また、その取組の成果を、市内の保育所及び認定こども園等に周知し、幼児教育の底上げに努めることとする。

一方、建物の経年劣化が進んでおり、土砂災害警戒区域に位置する宗郷保育所は田野浦認定こども園に移行する。

##### (イ) 市立幼稚園でのサービスの拡充

南幼稚園で3歳児を受け入れ、預かり保育を実施しつつ、配慮が必要な児童に対応できる施設として体制を整える。

##### (ウ) 休園中の市立幼稚園の整理

集団活動等による幼児教育の場としての機能の重要性に鑑み、一定期間経過後も、再開する園児数に満たない休園中の市立幼稚園は、私立幼稚園における確保方策（利用定員）の確保、計画を踏まえながら、統廃合による集団規模の適正化を図るものとする。

#### エ 私立施設の拡充

保護者の多様なニーズに対応するため、私立幼稚園の新制度移行・認定こども園化、私立保育所の認定こども園化を引き続き促進するものとする。

### (4) 対象年齢別計画と計画期間

3歳未満児の保育ニーズ及び3歳以上児の保育ニーズについては、未入所児童及び待機児童の解消をめざし、方針に基づいて令和2年度から令和6年度までの5か年において、受け皿の確保に努めるものとする。

3歳以上児の教育ニーズについては、確保方策（利用定員）が利用者を上回っており、方針に基づいて令和2年度から令和6年度までの5か年において私立幼稚園の認定こども園への移行を進めて、受け皿の整理をするものとする。

なお、進捗状況の確認及び現況変化により、必要が生じた場合は、計画の修正を行うこともあり得るものとする。

### (5) 市立施設の見直し検討

今回の計画見直しで整理した市立施設のあり方に基づき、早期に方向性を整理する。